

有効期間3年（令和4年12月31日まで）

令和元年12月10日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 人 身 安 全 対 策 課 ）

「児童生徒を守る学校緊急通報制度」について（通達）

みだしのことについては、「『児童生徒を守る学校緊急通報制度』について（通達）」（平成28年4月15日付け。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、次のとおり旧通達を一部改正し、本日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになりたい。

なお、旧通達は、本通達の施行をもって廃止する。

1 目的

通り魔事件、学校への不審者侵入事案等児童生徒等に危険が波及するおそれのある事案が発生した場合に、関係地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）に対して迅速に情報提供を行うこと（以下「緊急通報」という。）により、児童生徒等の安全を確保することを目的とする。

2 対象事案

- (1) 凶器を所持した犯人の逃走事案
- (2) 凶器を所持した不審者のはいかい事案
- (3) 略取・誘拐未遂事案
- (4) 学校への不審者侵入事案
- (5) 被留置者・受刑者の逃走事案
- (6) 連続発生のおそれがある重要凶悪事件の発生
- (7) その他関係地域の児童生徒等に危険が及ぶおそれがあると認められる事案

3 通報内容

緊急通報する内容は次のとおりとするが、被害者のプライバシー及び捜査に十分配慮したものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 犯人の人相・着衣
- (3) 凶器の有無とその種類
- (4) 逃走方向・手段
- (5) その他緊急通報をする上で必要な事項

4 実施要領

- (1) 対象事案を認知した地域部通信指令課総合通信指令室（以下「総合通信指令室」という。）又は対象事案の発生地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）は、当該事案概要等を生活安全部人身安全対策課子供女性安全安心対策室（以下「対策室」という。）に即報する。
- (2) 即報を受けた対策室は、管轄警察署の生活安全課長（生活安全刑事課長）と緊急通報の実施について協議すると共に、通報先の学校等の選定、通報内容等について調整を図る。
- (3) 緊急通報を実施することとなった場合、対策室又は管轄警察署において、当該学校等に対して、直接電話をする等の方法により児童生徒等の危害防止を図るための緊急通報を実施する。

事案の概要、事案発生からの経過時間等を総合的に勘案して緊急通報を行うなどして児童生徒の安全確保を図るものとし、必要に応じて、緊急通報を行った学校を管轄する市町の教育委員会に対しても緊急通報実施状況等の連絡を行うものとする。

5 県教育委員会等に対する情報共有

対策室は、緊急通報を実施した場合、県教育委員会に対し、緊急通報を実施した旨及び通報内容について連絡するものとする。

6 留意事項

- (1) 緊急通報は、当該学校等の校長又は教頭等の責任者に対して行うものとし、所属及び氏名を明らかにしたうえで実施すること。
- (2) 本制度の運用に際して、必要と認められる場合は、学校等以外の児童生徒が利用する施設等への積極的な緊急通報にも配慮すること。
- (3) 事案の推移に応じて、追加情報及び解決情報等の連絡に努めること。

- (4) 総合通信指令室は、事案の重大性・緊急性等を考慮し、事案発生場所の直近又は被害児童が通学する学校など緊急に連絡する必要があると認めた場合は、緊急通報制度とは別に、直接当該学校等に対し、児童生徒等の危害防止を図るための連絡を行うこと。
- (5) 電話が通じないなどの理由により、学校等への通報が不能な状態であり、児童生徒等の安全を守るために必要と認められる場合には、管轄警察署において、当該学校等に警察職員を派遣するなどして緊急通報を実施すること。
- (6) 管轄警察署は、早朝・夜間及び休日等の時間帯であっても、事案概要、登下校の状況及び休日の学校行事等を勘案のうえ、児童生徒等の安全を守るために必要と認められる場合は、必要な措置を講じることとする。

7 その他

- (1) 緊急通報を受理した学校等は、市町教育委員会等各上部機関に報告・連絡することとされているほか、県教育委員会は、各教育事務所、市町教育委員会、県環境県民局学事課等を通じ、管轄の学校等に情報提供することになっている。
- (2) 緊急通報ルートは、別紙のとおりである。

各学校等への緊急通報ルート

